

## 新潟県の古代港湾遺跡

田中 一穂（財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団）

新潟県内では河川や潟湖を通じた内水面交通が発達し、「津」の墨書土器を出土した中条町蔵ノ坪遺跡など港津に関する遺跡が多くみられる。そこで先学に従って、遺物では文字資料や祭祀遺物、遺構では船着場施設や津を管理する官衙的掘立柱建物・倉庫状総柱建物を目安として、その立地を中心に分類し、特徴などを考察した。

川津：柏崎市箕輪遺跡や和島村門新遺跡など自然流路の川岸に船着場と思われる遺構が検出され、流路に沿う川津が想定される。よく船着場遺構が検出される背景には一定の水流に対するためかと推測される。その反面、船を停泊させる舟溜まりは見出しえない。周辺地域から川津までは陸送され、ここで舟運へ転換されたので多くの船を止める舟溜まりは必要ないのであろう。国郡司の公的な管理とは対照的に、在地との密着度が高く在地有力者に津の管理・維持が一任されたと思われる。

潟津：潟湖の潟端付近に立地した港津遺跡で、新発田市曾根遺跡や新潟市<sup>そね</sup>的場遺跡・見附市<sup>まとば</sup>上田遺跡などがその具体例である。<sup>けいりゅう</sup>水流がほとんどなく船を繫留しなくとも汀線に乗上げ、汀線そのものを船着場として利用可能なためか船着場遺構がない場合もある。時期的にも荘園と関係する可能性が見出せ、推定荘域の境界付近に位置していることが注目される。潟湖や河川を通じた内水面交通を利用して、境界に近い潟津に物資が集積され、荘域外へ搬送する役割を担ったのであろう。荘域の各地から船が集まり、潟湖自体が船を停泊させる舟溜まりの機能を担ったことが背景に推測される。物資収集の広域性などから郡司や荘官レベルといった在地豪族の管理が考えられる。

外洋の津：新潟県内では、戸水C遺跡のような外洋との結節点に当たる港湾遺跡の発掘調査は行われていない。他方、文献史料からは主要河川の河口付近に外洋への港津として蒲原津と水門駅が見出せる。前者は『延喜式』で越後国の国津とされ、後者は頸城国府の外港として関川河口付近に比定される北陸道の駅家である。一方、海岸線の「浜」が外洋への港津的な役割を担っていた史料も散見する。現在の寺泊港付近の「浜」で『袖中抄』卷十九に記された「渡戸浜」は北陸道の佐渡への渡海点に当たる。佐渡で到着点となる松崎駅比定地・旧畠野町大字松ヶ崎字鴻ノ瀬もとりわけ特徴のない「浜」である。律令国家が渡河施設の整備には消極的なため、僧侶による知識料稻が架橋修造に到ったとする館野和己氏の指摘に従えば、渡河と渡海の相違はあるが、渡津にはほとんど明瞭な遺構や施設が少ないと想定される。

最後に、外洋にほぼ直結できる旧岩船潟の潟端には式内湊神社がある。外洋への出口付近には磐舟柵が推定されている。今泉隆雄氏が指摘する城柵国司常駐制を参考とすれば、渟足柵に近接する蒲原津も含めて外洋への港津は国司レベルによって管理されていた可能性が推測される。さらに多数の軍船を用いた阿曇比羅夫の北征記事から考察すると、旧岩船潟に軍船が集結したと考えられ、外洋へ通じる港津には軍船も入港する軍港的な性格もあったと推察される。

館野和己 1998 「久米田橋と古代越前」（『日本古代の交通と社会』 塙書房）

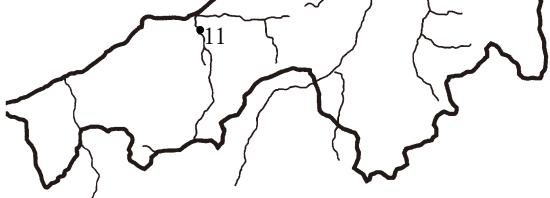
今泉隆雄 1990 「古代東北城柵の城司制」（羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館）



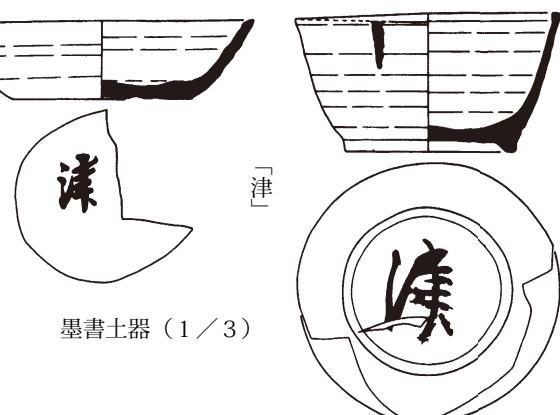
第1図 新潟県内の古代港津（遺跡）



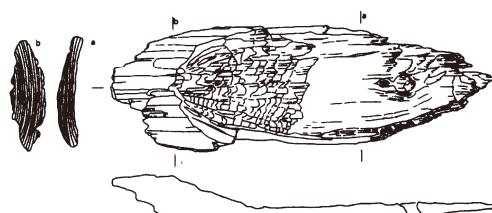
第2図 川津の立地  
(蔵ノ坪遺跡) 1／5万地形図



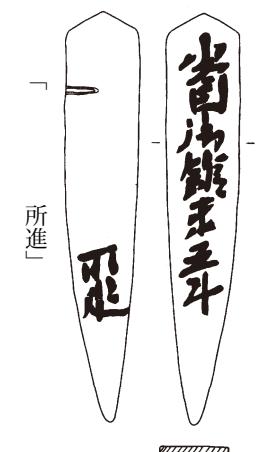
第3図 川津遺跡の遺構配置（門新遺跡）



墨書土器 (1／3)



船の部材 (1／20)

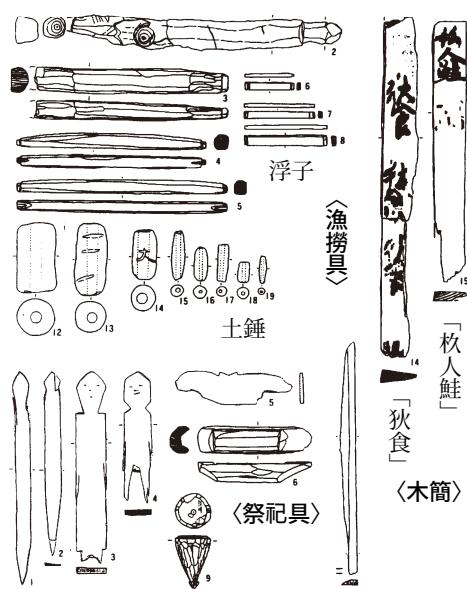


木簡 (1／2)

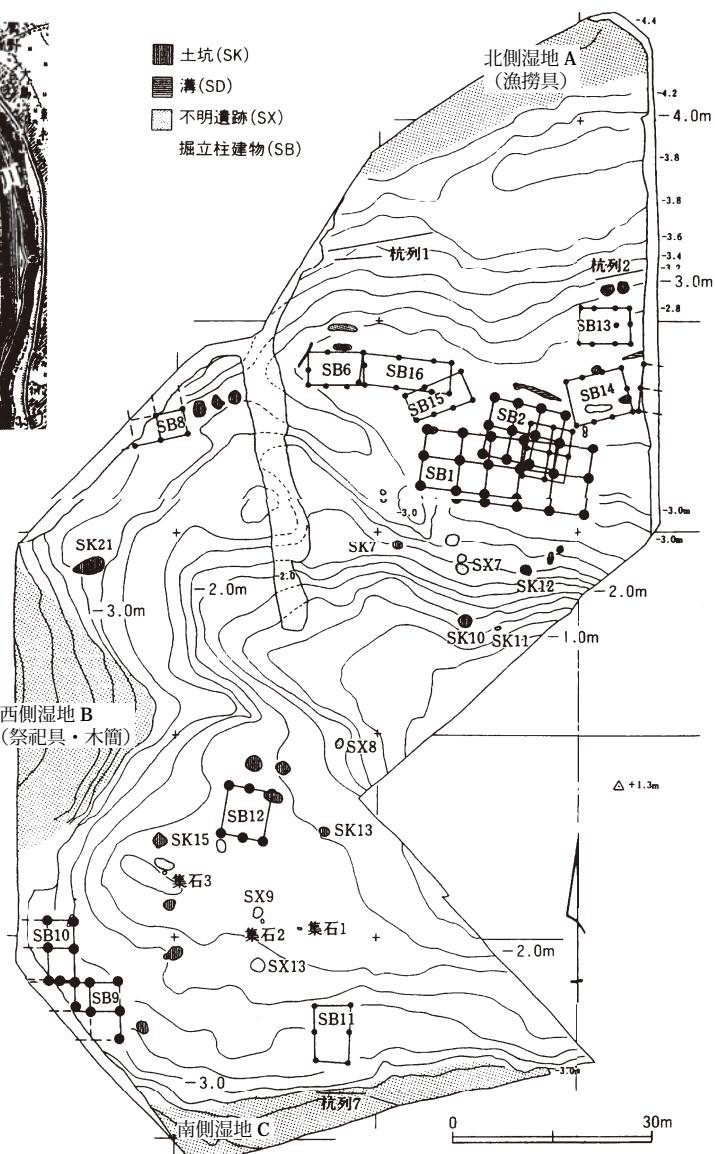
第4図 蔵ノ坪遺跡の出土遺物



第5図 潟津の立地 1/5万地形図  
(1、的場遺跡 2、緒立遺跡)



第6図 的場遺跡の出土遺物(縮尺不同)



第7図 潟津遺跡の遺構配置 (的場遺跡)



第8図 式内湊神社の位置と旧岩船潟 (1/5万地形図)

史料9 『袖中抄』卷十九 布施屋項

今勘国史云、仁明天皇承和二年六月勅、如聞東海東山  
両道河津之處、或渡舟數少、或橋梁不備、由是貢調担  
夫來集河辺、累日經旬、不得利涉云々(1)。宜每河加增  
渡舟二艘(2)。其値重者須正稅、又造浮橋令得通行 及  
建布施屋備于橋。寄其造作料吉用救急稻云々(3)。  
陽成天皇元慶四年云、弘仁十二年國分寺尼法光為救百  
姓渡之難於越後國古志郡渡戸近。建布施屋施墾田四  
十余町、渡船二隻令往還之人得其穩便、而年代積久無  
人勞濟、屋宇損田疇荒廢。望請、被充越後國徭五人、  
永令預守云々。